

JR 和歌山駅周辺イルミネーション設置及び保守点検業務委託仕様書

1 委託業務名

JR 和歌山駅周辺イルミネーション設置及び保守点検業務

2 業務期間

契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(イルミネーションの実施期間及び点灯時間は、別途市と協議することとする。)

3 事業目的

JR 和歌山駅周辺でイルミネーションを設置することにより来市される方及び市民が駅前で滞留することによって、JR 和歌山駅周辺の活性化を図る。

4 JR 和歌山駅周辺イルミネーション設置業務の実施場所及び実施期間について

(1) 実施場所

和歌山駅西口バスロータリー、近鉄百貨店前、わかちか広場（サンクンガーデン）、わかちか広場中央口階段付近及び和歌山駅東口前広場（別添地図のとおり）

(2) 実施期間

令和 7 年 11 月下旬から令和 8 年 2 月下旬まで

点灯時間 17 時から 23 時まで

(実施期間及び点灯時間は、別途市と協議することとする。)

5 JR 和歌山駅周辺イルミネーション保守点検業務の実施場所及び実施期間について

(1) 実施場所

和歌山駅西口バスロータリー、近鉄百貨店前、わかちか広場（サンクンガーデン）、わかちか広場中央口階段付近、和歌山駅前通商店街アーケード及び和歌山駅東口前広場（別添地図のとおり）

(2) 実施期間

令和 7 年 11 月下旬から令和 8 年 2 月下旬まで

(実施期間は、別途市と協議することとする。)

6 委託業務内容

(1) イルミネーションの設置

ア 周辺の景観に調和し、賑わいを生み出せるようなイルミネーションを市と協議の上で JR 和歌山駅周辺に設置すること。取付け場所、装飾イメージ及び取付け方法は、添付資料を参考に設置すること。

イ イルミネーションについては、別表の市が保有する資材、追加購入が必要な資材及び受託者が購入した資材を使用すること。ただし、購入した資材については市に帰属する。

ウ 添付資料の装飾イメージのとおりイルミネーションを実施するためや劣化等による商品不良により、追加の資材等が必要となる場合は、受託者が購入し、補填すること。

(別表) 市が保有する資材

LED カーテンライト 720球 ウォームホワイト	6本
LED カーテンライト用 コントローラー	2個
LED ネットライト	20本
LED ネットライト用安定器	7個
MKJ-NC02 ストリングライト 100-10m 電球色クリアコード	40本
MKH-T03F メリディア Φ40cm 白色	8個
MKJ-NC50 メリディア Φ50cm 白色	8個
MKJ-NC22 アダプターケーブル	22本
MKJ-NC36 アイスライト 174 電球色クリアコード	14本
MKJ-NC01 ストリングライト 100-10m 電球色 黒コード	12本
MKJ-NC31 ストリングライト 100-10m 電球色+フラッシュ 黒コード	20本
MKJ-NC21 アダプターケーブル	4本
LED ロープライト ダイヤモンドスノー	1個
フルカラーフラッシュ	
LED ストリング ブラックコード	29本
LED ストリング用コントローラー	8個
ブライต์LED ストリング	
ウォームホワイト ブラックコード	41本
LED ストリング ピンクゴールド ブラックコード	30本
プレミアムスリム	
LED ストリング ブルー クリアコード	20本
LED ストリング用 パワーコード	3個
エクセレント	
LED ストリング ピンクゴールド ブラックコード	300本
LED ストリング用パワーコード	44個
LED ストリング用 コントローラー	18個
LED アイスクルライト用パワーコード	28個
LED クリスタルグロー キノコグリーン (大)	4個
LED クリスタルグロー キノコパープル (大)	4個
LED クリスタルグロー キノコグリーン (小)	3個
LED クリスタルグロー キノコパープル (小)	2個
LED クリスタルグロー ビッグコーンホワイト (小)	10個

(別表) 追加購入が必要な資材

SPLT-ZG-PRO4-LED-STR-100-WOP-BCP ピンクゴールド ブラックコード	150本
MKJ-NCC7 アイスライト 114 電球色クリアコード	10本
MKJ-NC02 スtringライト 100-10m 電球色クリアコード	10本

(2) イルミネーションの取付け及び撤去業務

現場において、イルミネーションの取付け及び撤去作業を行う。撤去する時期及び箇所については市と協議の上決定することとし、撤去にかかる費用は本業務に含むものとする。

取付け及び撤去の際は、労働安全衛生法を遵守して安全に配慮すると同時に、周辺店舗や駅利用者、他の交通機関に迷惑のかからないように実施すること。

また、必要に応じて業務実施に伴う関係機関への許可申請を行うこととし、本業務による電源の引込みに伴う工事費用は、本業務に含むものとする。

なお、本業務に係る電気使用料金については市が負担することとする。(電源は関係機関と調整し確保すること。)

(3) イルミネーションの保守点検業務

点灯期間中に天候やその他理由により不点灯電球等のトラブルが発生した場合、速やかに現場での調査を行い、補修や付け替え(買い替え含む)等の対応を行うこと。

また、緊急時の連絡体制を明示し、荒天時等の装飾の危機管理・安全確保に努めること。

(4) イルミネーション資材の保管

市が保有するイルミネーション資材及び本業務で新たに購入される資材については、イルミネーション設置期間外の期間は本業務受託者が、市が指定する市内の保管場所に搬入・保管するものとする。

また、資材の搬出については本業務受託者が行い、搬出にかかる費用についても本業務受託者が負担する。

なお、資材の搬入・搬出の際は本市の立会いのもと行うこととする。

7 委託業務実施に係る留意事項

(1) 本仕様書に基づき、受託者は実施内容を市と十分協議したうえで業務を行うこと。

(2) 受託者は、業務の執行にあたり、定期的な打合せを行うこと。

(3) 設置にあたっては関係法令等に従い適切な処置を行うこと。

(4) 歩行者が器具に触れる可能性のある場所に設置する場合は、安全性を考慮し、いたずら防止策等を講じること。

(5) 本事業に関連する事項に関して、法令上必要な届出を行うこと。

(6) 電気工事関連について、管理及び総括を行う「電気工事責任者」を配置すること。

8 業務完了後の提出書類

委託業務を終了したときは、次の(1)から(4)の書類を提出すること。

(1) 実績報告書

委託業務を終了したときは、次の（１）から（４）の書類を提出すること。

- （１）実績報告書
- （２）委託業務完了届
- （３）記録写真等
- （４）資材在庫一覧表

9 業務の適正な実施に関する事項

（１）個人情報保護

受託者が本委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、和歌山市個人情報の保護に関する法律施行条例・同施行細則に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

（２）守秘義務

受託者は、委託業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 その他

- （１）本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して業務の進捗状況について報告を求めることができることとする。
- （２）本業務の実施にあたっては、市と十分協議したうえで行うこと。
- （３）本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により本業務を進めるものとする。

11 疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、本仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求めることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より５日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の１７時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

和歌山駅西ロバスロータリー



①について

- ・ストリング100球-10m、LED色温度2,800Kのものを40本使用。

②について

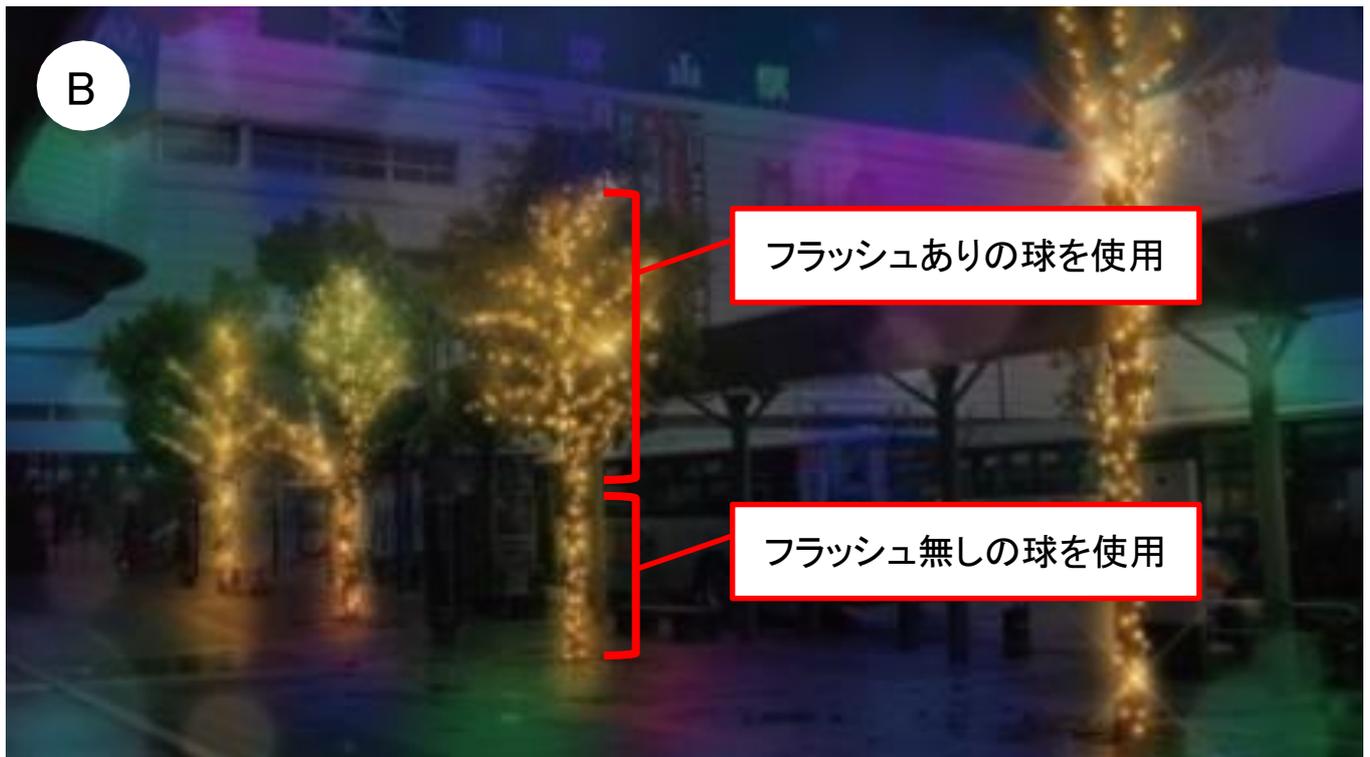
- ・LED色温度6,700K、フラッシュ仕様の3Dモチーフで、φ40cmものを8個、φ50cmのものを8個使用。

③について

- ・LED色温度2,800K、1枚につき横幅3m、長さ40cmから90cmLED球が枝垂れ状に連なる仕様のものを14枚使用。

- ・各コネクター部分には自己融着テープと絶縁テープで防水処理を施す。
- ・各コントローラーは防水BOXに収納。
- ・各ラインごとに被覆付きステンワイヤーを張り、それにストリングスを抱かせて設置。
- ・結束バンドは耐候性ナイロンのものを使用する。
- ・保守点検

近鉄百貨店前



- ・ストリング100球ー10m でLED色温度2,800Kのものを使用。
- ・それぞれの樹木に8本のストリングスを取り付ける。
- ・各樹木の上部3分の2の幹には、ストリング1本100球の内12球がフラッシュ仕様のもを使用する。
- ・地面から60cm離れた位置の幹から取り付ける。
- ・各コネクター部分には、自己融着テープと絶縁テープで防水処理を施す。
- ・点灯、消灯時刻を設定できるタイマーを取り付ける。
- ・各コントローラーは防水BOXに収納。
- ・結束バンドは耐候性ナイロンのものを使用する。
- ・保守点検

わかちか広場中央口階段



- ・コントローラーをつけて、階段の下に流れるイメージにする。
- ・保守点検

わかちか広場(サンクンガーデン)



- ・イメージ図のとおり地面及び樹木に沿ってネットライトを張り巡らせる。
- ・保守点検

和歌山駅東口前広場(E)



- ・ストリングスの各コネクター部分には、自己融着テープと絶縁テープ(黒色)で防水処理を施す。
- ・各コントローラーは防水 BOX に収納。
- ・ストリングスの道路への落下防止のため、20 cmごとに結束バンドで植栽に止める。
- ・コネクター部分は目立たないように、植栽の中に隠して処理する。
- ・ストリングスの取付は等間隔で行う。
- ・結束バンドは耐候性ナイロンのものを使用する。
- ・それぞれの樹木に4~6本のストリングスを取り付ける。
- ・保守点検

和歌山駅東口前広場(F)

取付けイメージ



- ・樹木の幹及び枝に40本程度のストリングスを取り付ける。
- ・樹木周囲の植栽にストリングスを取り付ける。
- ・植栽のストリングスの各コネクターは目立たぬよう、植栽の中に隠して処理する。
- ・ストリングスの各コネクター部分は防水処理を施す。
- ・各コントローラーは防水 BOX に収納。
- ・ストリングスは針金や結束バンドで固定。
- ・保守点検

和歌山駅東口前広場 (G)

取付けイメージ



- ・樹木の幹及び枝に各10本程度のストリングスを取り付ける。
- ・樹木周囲の植栽にストリングスを取り付ける。
- ・ストリングスの道路への落下防止のため、20 cmごとに結束バンドで植栽に止める。
- ・植栽のストリングスの各コネクターは目立たぬよう、植栽の中に隠して処理する。
- ・ストリングスの各コネクター部分は防水処理を施す。
- ・ストリングスは針金や結束バンドで固定。
- ・ストリングスの取付は等間隔で行う。
- ・各コントローラーは防水 BOX に収納。
- ・保守点検

和歌山駅東口前広場(H) R7追加分

取付けイメージ



- ・樹木の幹及び枝に10本程度のストリングスを取り付ける。
- ・樹木周囲の植栽にストリングスを取り付ける。
- ・植栽のストリングスの各コネクターは目立たぬよう、植栽の中に隠して処理する。
- ・ストリングスの各コネクター部分は防水処理を施す。
- ・各コントローラーは防水 BOX に収納。
- ・ストリングスは針金や結束バンドで固定。
- ・保守点検

和歌山駅東口前広場 (I) R7追加分

取付けイメージ



- ・樹木の幹及び枝に10本程度のストリングスを取り付ける。
- ・樹木周囲の植栽にストリングスを取り付ける。
- ・植栽のストリングスの各コネクターは目立たぬよう、植栽の中に隠して処理する。
- ・ストリングスの各コネクター部分は防水処理を施す。
- ・各コントローラーは防水 BOX に収納。
- ・ストリングスは針金や結束バンドで固定。
- ・保守点検

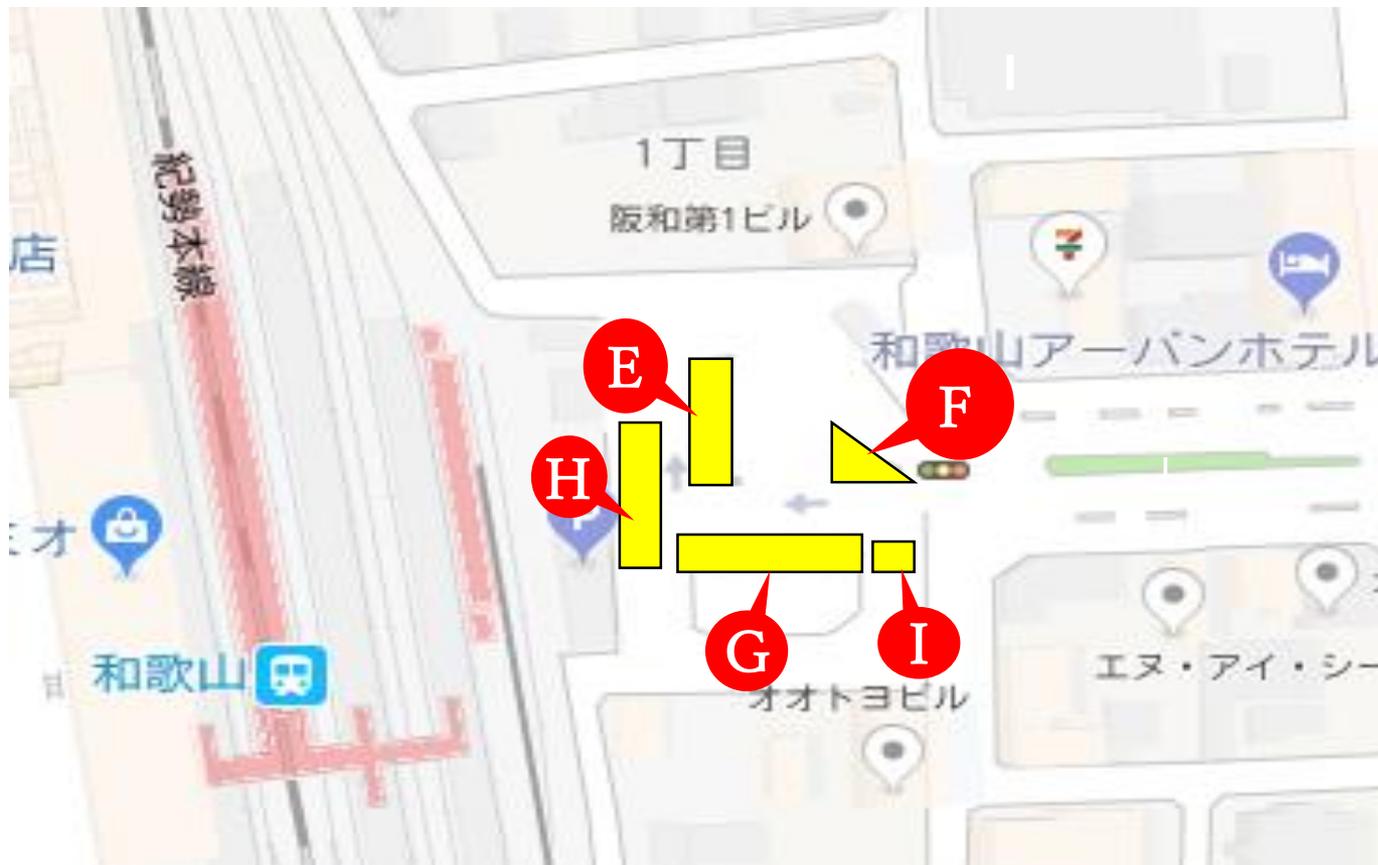
西ロイルミネーション設置箇所



 イルミネーション設置箇所

 保守点検業務のみ必要箇所

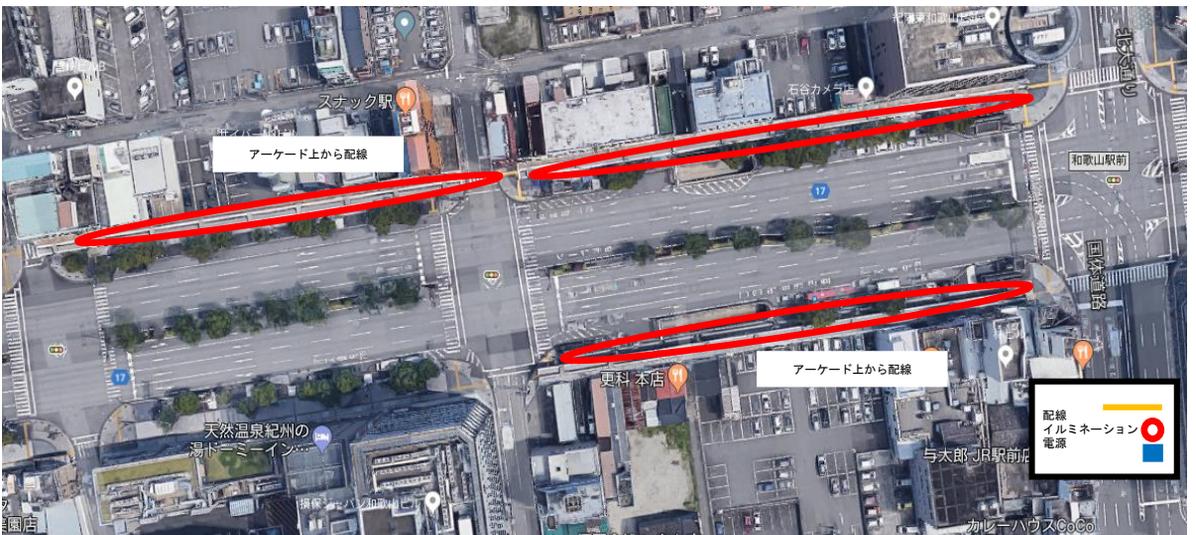
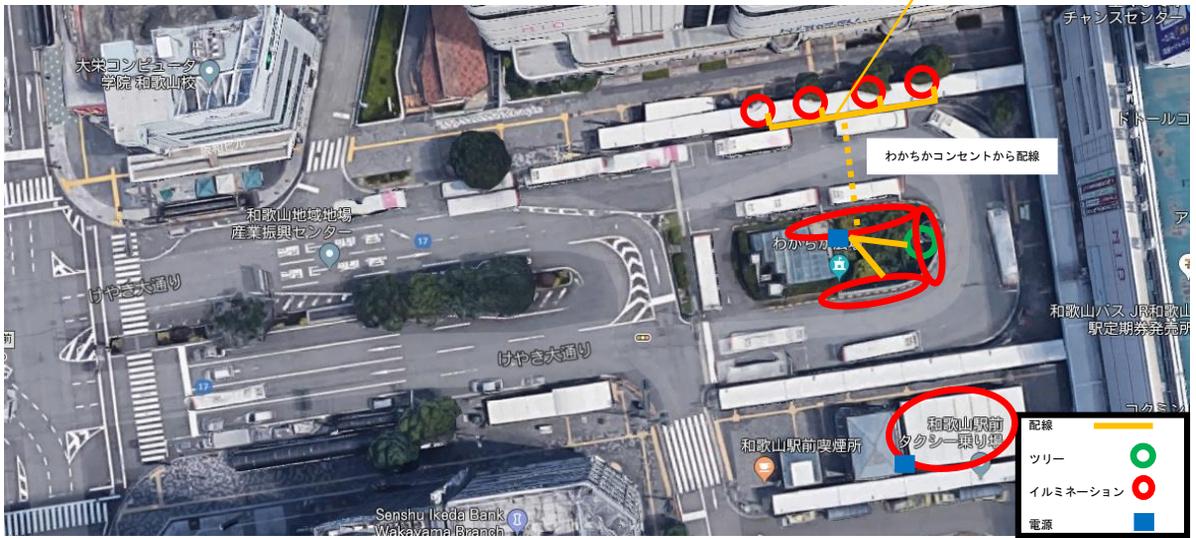
東口イルミネーション設置箇所



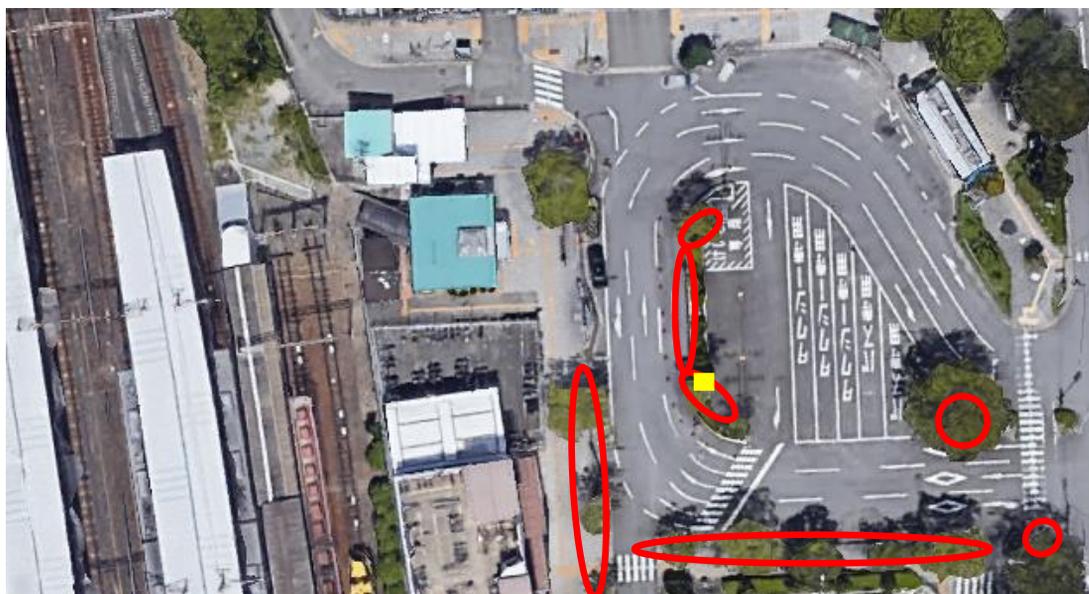
 イルミネーション設置箇所

イルミネーション電源図(西口)

タイマー盤が必要



イルミネーション電源図(東口)



イルミネーション	●
電源	■

業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は JR 和歌山駅周辺イルミネーション設置及び保守点検業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年3月31日までとする。ただし、イルミネーションの撤去業務及び保守点検業務期間については、仕様書に記載のとおりとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金の額は、円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ。）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

（乙の履行不能）

第10条 乙は、その責めに帰すべき事由により委託業務を履行しないときは、その履行不能分に相当する委託金の額を減額して、甲に委託金の請求をしなければならない。この場合において、減額する額は、甲が定める。

- 2 前項の場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30の金額に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、履行した委託業務について前条の規定による確認を受けた後、甲に対して委託金の支払を請求するものとする。

- 2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。
- 3 乙は、甲の責めに帰すべき事由により前項の規定による委託金の支払が遅れたときは、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、次条及び乙の債務不履行による場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) その責めに帰すべき事由により、契約期間中委託業務を履行できる見込みがないと明らかに認めるとき。
- (2) 第20条第1項に規定する個人情報取扱特記事項を遵守していないと認められるとき。
- (3) 事由のいかんを問わず、契約に違反したとき。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金を請求することを妨げないものとする。

4 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合、委託業務の既履行部分について確認の上、その部分に相応する委託金を乙に支払わなければならない。

(委託業務の中止)

第14条 甲は、委託業務が完了しない間は、前条第1項に規定する場合のほか必要があるときは、契約を解除することができる。

2 第8条第2項及び前条第4項の規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を

行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することができる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（乙の解除権）

第17条 乙は、甲の債務不履行による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第8条第1項の規定により委託業務の内容を変更したため委託金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条第1項の規定による委託業務の一時中止期間が契約期間の10分の5を超えたとき。

2 第8条第2項及び第13条第4項の規定は、前項の規定により、この契約が解除された場合に準用する。

（賠償金等の徴収）

第18条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

（秘密の保持等）

第19条 乙は、委託業務を履行するに際し、知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

（個人情報取扱特記事項の遵守）

第20条 乙は、委託業務の履行に当たっては、別記の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反して個人情報の取扱いをしていると認めたときは、乙の名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者並びに当該違反事実の公表をすることができるものとする。

（和歌山市情報セキュリティポリシーの遵守）

第21条 乙は、委託業務の履行に当たり、和歌山市情報セキュリティポリシー（以下「ポリシー」という。）を遵守しなければならない。

2 乙は、この契約による事務を履行するに当たり、ポリシーで規定する重要情報資産を取り扱う際には、当該情報が個人情報に該当しない場合においても、個人情報と見なして第20条に規定する別記の個人情報取扱特記事項を遵守すること。

（補則）

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書を2通作成し、双方記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花 正啓

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 この契約により、和歌山市（以下「甲」という。）から事務の委託を受けたもの（以下「乙」という。）は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律その他個人情報に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(従事者等の明確化)

第2 乙は、この契約に係る事務の管理責任者及び事務に従事する者（以下「この契約に係る事務に従事する者等」という。）並びにこの契約に係る個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を明確にし、甲から求めがあったときは、甲に報告しなければならない。

(適正な管理)

第3 乙は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の取扱いをこの契約に係る事務に従事する者等に限定し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この契約に係る事務を処理するために甲から貸与を受けた、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（以下「個人情報が記録された資料等」という。）について、甲から求めがあったときは、記録を作成すること。
- (2) 個人情報が記録された資料等は、この契約に係る事務に従事する者等以外の者が利用できないよう、施錠等管理すること。
- (3) その他個人情報の管理のために必要な措置を講じること。

(教育の義務)

第4 乙は、この契約に係る事務に従事する者等に対し、この特記事項の遵守に必要なこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用されること等個人情報の保護に関して必要な教育を行わなければならない。

(秘密の保持)

第5 乙は、この契約に係る事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(受託目的以外の利用等の禁止)

第6 乙は、この契約に係る個人情報を当該事務以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合又は甲の指示があった場合は、この限りでない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙は、この契約に係る事務を処理するに当たって、作業場所から個人情報を持ち出し

てはならない。ただし、業務上、やむを得ず、持ち出しするときは、甲の承認を得た上で、書面に記録するものとする。

(再委託の禁止)

第9 乙は、この契約による事務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。ただし、甲の書面による承諾をあらかじめ得た場合は、この限りではない。その際は、乙の責任において、再委託者にこの特記事項の規定を遵守させなければならない。

2 前項の規定は、再委託者が乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

(資料等の返還又は廃棄)

第10 乙は、個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又は解除された後速やかに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

なお、甲の指示により、個人情報が記録された資料等を廃棄する場合は、復元不可能な方法で確実に廃棄処分を行い、その結果を書面により証明しなければならない。

(報告又は資料の提出)

第11 甲は、個人情報を保護するために必要な限度において、乙に対し、個人情報の管理状況の履行について書面で報告を求めると及び乙の作業場所への立入調査ができるものとし、乙は、甲から改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 乙は、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故が生じた場合に備え、甲に対し、速やかに報告できる緊急時の連絡体制を整備しなければならない。また、事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに、次に掲げる事項を遵守しなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(1) 直ちに被害を最小限に抑えるための措置を講じ、甲に報告すること。

(2) 当該事故の原因を分析すること。

(3) 甲の求めに応じて、当該事故の再発防止策を実施すること。

(4) 甲の求めに応じて、当該事故の記録を書面で提出すること。

(漏えい等が発生した場合の責任)

第13 乙は、この契約に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事態が発生した場合において、その責に帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。また、甲は、必要に応じ、乙の名称、所在地及び代表者並びに当該事故の事実を公表できるものとする。